

2018年度介護報酬改定実施「2018年度定例ケアマネ研修」始まる！

(株) 明昭ケアマネジャー会

新研修課題を設定し 各エリア研修開始

厚生労働省は「団塊の世代が75歳以上となる二〇二五年に向けて、国民一人ひとりが状態に応じた適切なサービスを受けられるよう平成三〇年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進」するために平成三〇年度介護報酬改定を行った。この改定は、三年に一度行われる定期的な報酬改定で介護サービス事業者においては経営に直結するものだ。その中で、各サービスごとに設定されている基本報酬ともいえるべき「本体報酬」については若干の増加があったものの、前回の減額を上回るものとはならなかった。又、加算評価においては、重度化防止を主眼とした医療連携、機能訓練、栄養管理などを評価した。しかし、今回の報酬改定において、同時に改定された運営基準では、「身体拘束廃止未実施減算」という特定施設などのサービスにおいては初の運営基準減算算定がなされることとなった。これは、その事業所において、定期的な研修の実施、委員会活動、必要な記録などがなされていない場合にサービス利用者全員の介護報酬を一〇%減算するというもの。また、基準第一八三条第四項の六項についても遵守しなければならない具体的な身体的拘束実施の有無ではなく、排除及び防止についての取組みを評価するものとなっている。

当社運営施設において、身体的拘束の実施はほぼゼロに近く、各現場の意識は大変高い。しかし、今後はその事実だけでなく、なぜ身体的拘束を行わなくとも安全確保が可能なのかについて明らかにし、サービスの質向上を図らなくてはならない。

●平成三〇年度定例研修計画の傾向
昨年度までの研修においては「看取り」「虐待防止」「ケアマネジメント質向上」「事故防止」が大きなテーマとなっていた。このテーマの主眼となっていたのは、尊厳保持、権利擁護、プライバシー保護であった。この、昨年度において主眼としていた思考を今年度も継承し、新しい切り口で各エリア毎にテーマを設定した。(下記エリア別計画表参照)平成三〇年度研修計画の中で、特に重度化防止のための医療連携や事故防止におけるリスク管理の視点、そして、減算要件となる身体拘束廃止未実施減算において必須となっている「身体的拘束の適正化のための指針」について理解を深めるための学習となっている。また、明昭居宅介護支援事業所では、施設以外の利用者様に対してのサービスの質向上と各ケアマネジャーの資質向上、制度に対する理解を深めるために介護保険法、に留まらず、障害者総合支援法、生活保護法なども学習する。

報酬改正以外の検討も必要に

●足立エリア
「身体的拘束の適正化に関する指針」について学んだ。その内容において、身体拘束廃止未実施減算の算定要件について掘り下げて確認を行った。その際に参加CMより、「記録について、決められた記録様式があるのか?といった質問が出された。そして、まとめとして、身体的拘束は全てのケースが虐待に該当し、介護を受けている人の尊厳や権利を阻むものであり、また、職員に対して身体的拘束の弊害について、正しく理解できるよう伝えることもCMの役割とした。

●江戸川エリア
高齢者に多い疾病や医療連携に関する研修を実施した。これは、介護を必要としている入居者様が重度化する過程において食事(摂食)に関する障害により、経口摂取が困難となり

第1クール研修報告より

●居宅支援事業所
訪問系・通所系などの在宅サービスについて、今年度の報酬改定内容の確認と、利用者負担の変更などの注意点を学んだ。

●埼玉エリア
今年度の介護報酬改定を受けて、改めて特定施設における介護保険制度を学んだ。今回の報酬改定の基本的な考え方としての「地域包括ケアの推進」「自立支援・重度化防止」「多様な人材の確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化」について確認した。

●居宅支援事業所
誤嚥性肺炎を繰り返してしまおう。この場合に選択される胃瘻などの経管栄養や中心静脈栄養が選択された場合のケアマネジメントや、抹消からの補液点滴のみを希望された場合には看取りケアなどの対応も含めてその後の医療について担当医看護師、家族、施設職員とカンファレンスを行う。また、報酬改定については、新しい加算算定である「退院・退所時連携加算の算定要件について、CMとして行わなければならないことの確認を行った。

平成30年度 定例ケアマネジャー研修		エリア別テーマ	
第1クール	第2クール	第3クール	
足立エリア	「身体的拘束の適正化に関する指針」について理解を深める	事故防止 (転倒・誤薬・誤嚥・CV等の自拔リスクについて)	事例検討 (意思表示のできない認知症の方へのニーズの取り方・食事摂取量が低下されている方の対応)
江戸川エリア	高齢者に多い疾病や医療連携について	入居者が快適な日常生活を営むために	ケアマネジャーとしてのスキル向上に向けて
埼玉エリア	特定施設における介護保険制度(家族への説明やその対応)	適正なケアの発信 共通なケアをするため	身体拘束など 困難事例の検討
居宅支援事業所	法改正について	障害者総合支援法について	生活保護法について

●第一クール
四月〜七月で七月は研修成果発表と全体研修会を実施

●第二クール
八月〜十一月で八月は苑田会竹の塚脳神経リハビリテーション病院理学療法士(末永主任)による器具に関する勉強会を実施、十一月は研修成果発表と全体研修会を実施

●第三クール
十二月〜三月で三月は研修成果発表会と全体研修、平成三十一年度研修計画発表

今年度は既に第一クールの六月度研修まで終了しておりそれぞれのテーマに則って取り組んでいる。その中でも、「身体拘束廃止未実施減算」の算定要件についての細部に至る確認や、「身体的拘束の適正化に関する指針」の内容についての学習、それらについてのケアマネジメント及びケアプランへどのような配慮を必要とするのか、また、その際の記録様式や記録の方法などの確認や検討を行った。